

## 「マイナ救急」の本格運用を開始します

遠軽地区広域組合消防本部では、令和7年10月からマイナ保険証を活用して救急業務の円滑化を図る「マイナ救急」の実証事業を実施してきました。令和8年3月までの事案で活用した結果、傷病者の通院歴や服薬等の必要な情報を正確に把握し、医療機関の選定や医師への引継ぎの際に役立ったなど、有用性が確認できました。令和8年度からは本格運用を開始し、遠軽地区広域組合消防本部の7救急隊において「マイナ救急」の取り組みを実施します。

当消防本部でのマイナ救急実施率は約30%となっており、不利用の理由として最も多いのが「マイナンバーカードの不所持」です。いざという時に備え、日頃からマイナンバーカードを携行するとともに、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 「スマートフォン対応について」

令和8年4月マイナ保険証機能を搭載したスマートフォンでも「マイナ救急」が実施できるようになりました。これまでのマイナンバーカード型に加え、マイナ保険証機能を搭載したスマートフォンを専用端末にかざすことで、情報閲覧が可能になりました。

スマートフォンを利用するマイナ救急は、生体認証や暗証番号を本人で解除していただかないと使用できません。傷病者本人の意識状態が悪い場合や操作が困難な場合は使用が難しいので、マイナンバーカードも携行していただきますよう、よろしく願いいたします。

## よくある質問

**Q 救急隊員にマイナンバーカードを見られても大丈夫なの？**

A マイナンバーは行政が個人を特定するために使用するもので、マイナンバーを使用する際は写真付き本人確認書類などが必要です。このためマイナンバーを知られたというだけで、個人情報が漏れたりすることはありません。また、マイナ救急では、12桁のマイナンバーは使用しません。

**Q 救急隊員に活動に関係のない個人情報も見られてしまうの？**

A マイナ救急に使用するシステムで救急隊員が閲覧できるのは、氏名や住所などの券面上の情報と、受診歴や薬剤情報などの医療情報だけです。税や年金など、救急活動に関係のない情報は、閲覧できません。

# あなたの命を守る マイナ救急

## マイナ保険証を携行しましょう

### マイナ救急

救急隊員が傷病者のマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことです。

★マイナンバーカードを見せるだけで以下の情報が伝わります



### マイナ救急の効果



**負担軽減**  
症状が重い等のため、口頭で情報提供することが困難な場合



**より適切な処置**  
円滑な搬送先の選定



**治療の事前準備が可能**

### マイナ救急の流れ



マイナ保険証を搭載したスマートフォンでもマイナ救急が実施できます



※傷病者本人による生体認証又は暗証番号の入力が必要となるため、意識不明時等は実施できませんのでカードのマイナ保険証の携行も引き続き、お願いします



遠軽地区広域組合消防本部×総務省消防庁

お問い合わせ 遠軽地区広域組合消防本部 消防課 救急救助係  
TEL: 0158-42-2050

FDMA  
住民とともに



消防庁HP